

概要版

第5期
草津市地域福祉計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

人と人とのつながりで笑顔が輝くまち
～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

令和8年3月
草津市

1 計画策定の趣旨

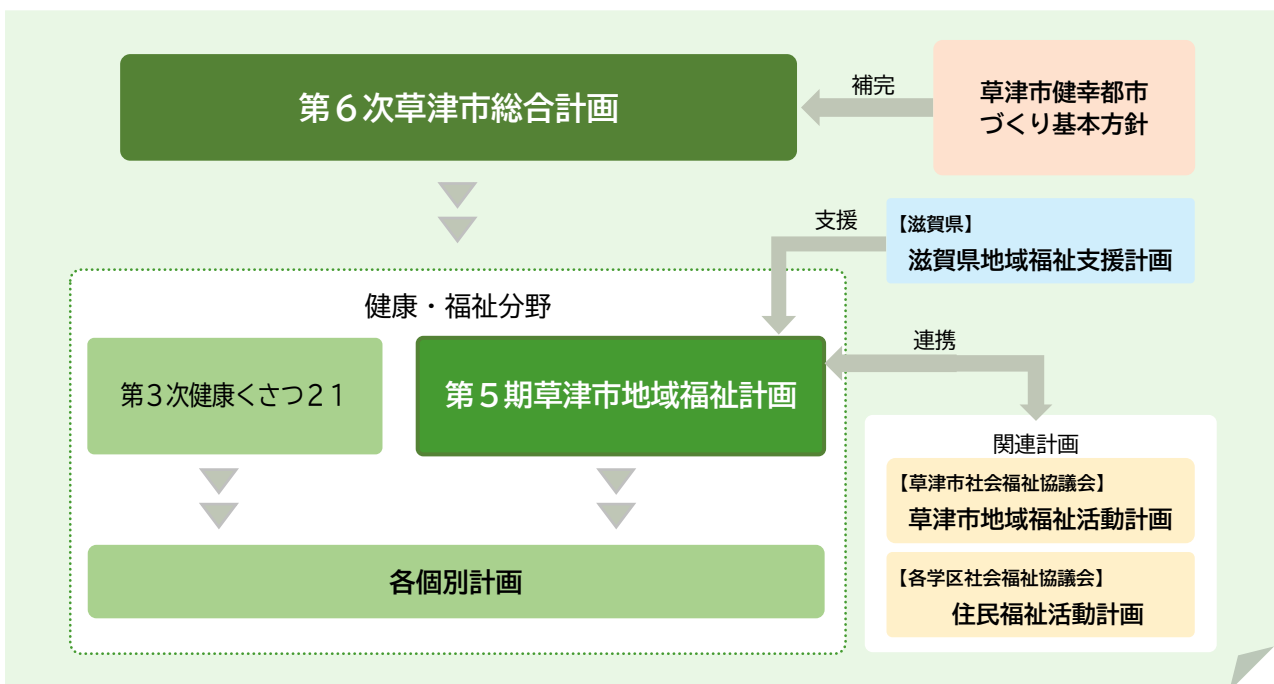
少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっており、これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目を向け、地域全体で課題の解決に取り組んでいけるような「地域力」の向上が求められています。

こうした中、令和2(2020)年の社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和6(2024)年には、近年、深刻な社会問題となっている「孤独・孤立」について、「互いに支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すことを趣旨として「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、地域福祉の重要性がますます高まっています。

第5期草津市地域福祉計画は、このような近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、第4期計画での課題を検証するとともに取組の成果を活かしながら、今後5年間における草津市の地域福祉の方向性を定め、各施策のより一層の充実を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

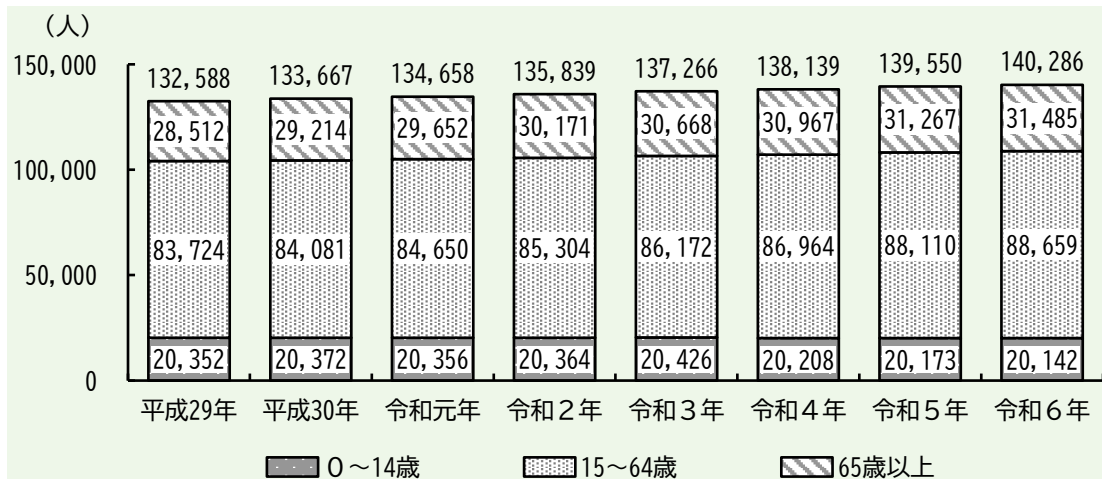
「地域福祉計画」は、市の最上位計画である「草津市総合計画」がめざすまちの将来像や基本理念の達成に向けた、“福祉のまちづくり計画”です。また、福祉に関する個別計画（地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉）に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、福祉関連計画の上位計画として位置づけています。



3 市の現状

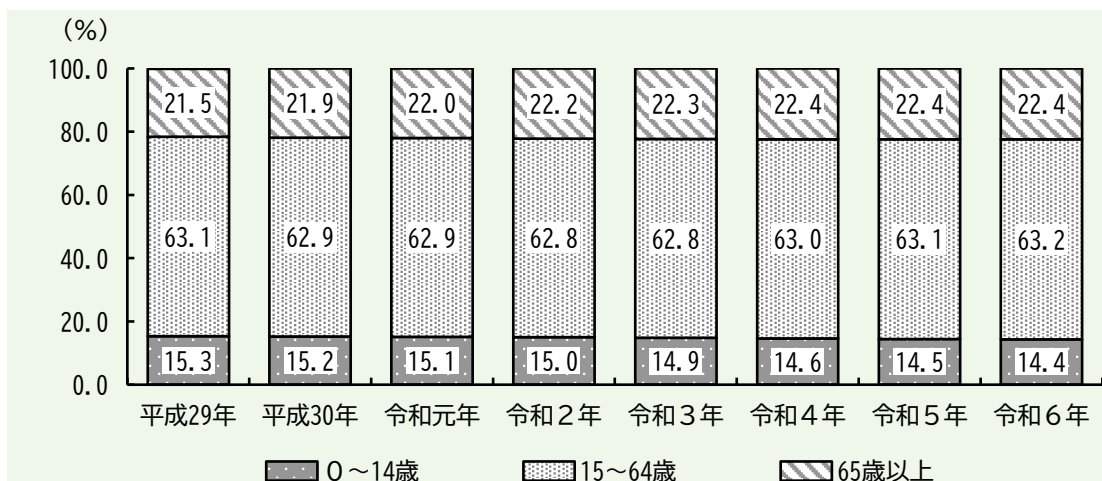
近年の人口動向を住民基本台帳で見ると、全国的に人口が減少する市町村が多い中、本市においては人口増が続いており、令和6年10月1日現在で、総人口は140,286人となっています。また、年齢3区分の人口構成比をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合が緩やかに上昇し、年少人口（0～14歳）の割合は緩やかに低下しています。

◆総人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

◆年齢3区分人口構成比の推移◆



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

4 第5期計画に向けた主要課題

第4期計画における成果と課題および個人・団体アンケートの調査結果やワークショップでの意見を踏まえ、第5期計画に向けた主要課題を次のとおり設定しました。

地域福祉の担い手を育成するため、福祉への関心を高めることが重要であり、福祉意識の醸成や、誰もが参加しやすい福祉学習・体験機会の充実を図るとともに、地域福祉を支える民生委員・児童委員やボランティア等の役割の重要性や魅力、やりがいを広く市民に伝える必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

地域福祉をより充実したものとするため、地域住民や各種団体、医療や介護等の関係者による課題共有と、様々な地域資源を活用したネットワークづくりが必要です。また、住民主体の福祉活動の支援や新たな活動が生まれる環境を整える必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

包括的な支援体制の強化に向けて、総合的な相談体制の充実を図るとともに、支援関係機関を調整する機能が必要です。また、支援が必要な人に支援を届けるための積極的なアプローチや、制度・サービスに関する情報をよりわかりやすく市民に発信するとともに、サービスの質の向上を図る必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり

災害時における地域の支援体制を強化するため、避難行動要支援者登録を推進するとともに、住民同士のつながりを促進する取組や組織的な見守り活動等を支援する必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

5 計画の期間

本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

和暦（年度）	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画	第4期草津市地域福祉計画					第5期草津市地域福祉計画				

6 基本理念

人と人とのつながりで笑顔が輝くまち

～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

第4期計画では、地域福祉の重要性が高まる中、地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していけるような「地域力」を高めるため、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、『助け合い・支え合い』を未来へつなげるまち～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～』を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開してきました。

第5期計画においては、第4期計画でめざした方向性を継承しつつ、一層深刻化するコミュニティの希薄化や担い手不足の現状を踏まえ、「助け合い・支え合い」の基盤となる”人と人とのつながり”に着目し、各種取組を通してこれを広げ、市全体で持続可能な「地域力」を高めることを共通の考え方として、『人と人とのつながりで笑顔が輝くまち～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～』を基本理念に決めました。

7 施策体系

リーディング・プロジェクト
 ≪草津市重層的支援体制整備事業≫

- (1) 相談支援 ● 相談支援事業 ● 多機関協働事業 ● アウトリーチ支援事業
- (2) 参加支援 ● 参加支援事業
- (3) 地域づくりに向けた支援 ● 地域づくり事業

リーディング・プロジェクトの取組を通して各施策の効果を高めます。



施策を展開し、基本目標を達成することで、基本理念の実現をめざします。

8 リーディング・プロジェクト

本計画の基本理念や基本目標の実現に向け、計画全体の推進を先導していく施策を「リーディング・プロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

本市では、令和5年度から「重層的支援体制整備事業」に着手し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を整備するため、こども、障害、高齢、生活困窮等といった各分野の取組や支援を活かして、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施しており、制度・分野ごとの「縦割り」や、「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

こうした取組は、地域福祉を推進するための体制強化につながることから、「草津市重層的支援体制整備事業」を本計画のリーディング・プロジェクトに位置付け、その実施計画を包含し事業を展開することで本計画全体の着実な推進を図ります。

草津市重層的支援体制整備事業実施計画

目指す姿 重なりあいとつながりの構築による、
人と地域の重層的なセーフティネットの整備

重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、こども、障害、高齢、生活困窮等といった各分野の取組や支援を活かして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制の強化を図ります。これは、各分野の事業・拠点の機能をベースとしつつ、互いに連携し、福祉分野をはじめ、健康づくりやまちづくりといった様々な制度や支援、地域活動の重なりあいやつながりをつくることによって、個別の支援と地域に対する支援による重層的なセーフティネットの体制整備を進めるものです。

また、庁内外の関係機関との連携・協働を通じて、市全体で地域と関係機関によるチームとなれるよう連携推進体制の強化に取り組めます。

<一体的に行う3つの支援と5つの構成事業>

① 相談支援

- ・相談支援事業
- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ支援事業

② 参加支援

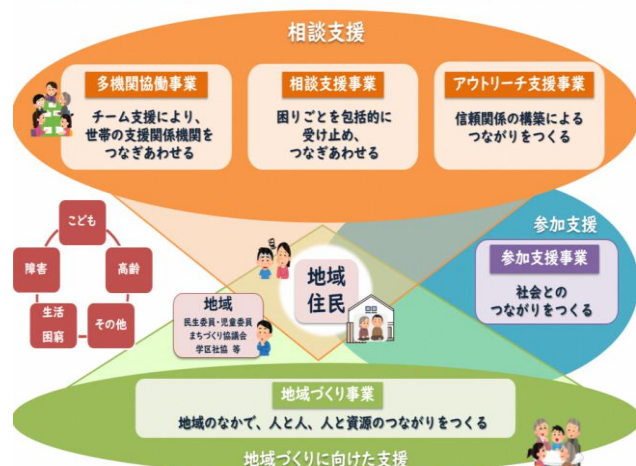
- ・参加支援事業

③ 地域づくりに向けた支援

- ・地域づくり事業

<草津市重層的支援体制整備事業の体系>

重なりあいとつながりの構築による、人と地域の重層的なセーフティネットの整備



9

目標値

指標	R 8	R 9	R10	R11	R12
1. 「地域力」のあるまちづくり」に満足している市民の割合 (%)	26.7	27.8	28.9	30.0	31.1
2. 「福祉の総合的な相談・支援の充実」に満足している市民の割合 (%)	21.4	22.1	22.8	23.5	24.2

10

施策の展開

1 みんなで育ち合う まちづくり	(1) 福祉意識の醸成 人権や福祉に関する講座や啓発活動等を通じて福祉意識の醸成と差別のない社会をめざすとともに、高齢者や障害者、こども等への暴力や虐待の防止に努めます。	① 人権教育・啓発活動の推進 ② 福祉教育や福祉体験学習の推進 ③ 虐待防止への取組の推進
	(2) 地域福祉の担い手の育成と活躍の促進 地域で活動する民生委員・児童委員やボランティア等の重要性を広く周知し、市民の関心を高めるとともに、担い手の育成と活動支援を推進します。	① ボランティアの育成と活躍の促進 ② 福祉活動を担う人たちの支援 ③ 地域でのリーダーやコーディネーターの育成
	(3) 地域交流の推進 住民同士の交流やふれあいの場づくり、高齢者や障害者等の社会参加を促進するとともに、企業や事業所等による社会貢献を促進し地域との交流を推進します。	① 住民交流・ふれあいの場づくり ② 高齢者や障害者等の社会参加の促進 ③ 地元企業・事業所等による社会貢献の促進
2 みんなで支え合う 地域づくり	(1) 地域福祉を支えるネットワークづくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進～ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた住民参加のネットワークづくりに一層取り組むとともに、支援が必要な人や世帯を支えられる地域の形成をめざします。	① 住民参加のネットワークづくり ② 関係機関、各種団体等との連携強化 ③ 居場所や多様な活躍の場づくり
	(2) 地域の課題解決力《地域力》の強化 地域課題の共有や解決に向けた取組等について、地域の様々な主体が参加し検討する場を推進するとともに、住民主体の福祉活動を支援します。	① 地域福祉活動への参加促進 ② 住民活動が生まれやすい環境づくり ③ 助け合い・支え合い活動の支援
	(3) 安全・安心な地域づくり 地域における災害時の支援体制の強化を支援するとともに、バリアフリーの推進等により、平時から誰もが住みやすい環境づくりを進めます。	① 災害時等における支援体制の強化 ② 誰もが住みやすい環境づくり ③ 再犯防止の取組の推進
3 みんなが尊重される まちづくり	(1) 福祉の総合相談窓口の充実 分野横断的な相談支援体制を強化するとともに、孤独・孤立等により支援が届きにくい人・世帯への働きかけや、信頼関係の構築と継続的な支援の充実に努めます。	① 総合相談体制の充実 ② 多機関協働と伴走支援の推進 ③ 孤独・孤立対策の推進
	(2) セーフティネットの充実 権利擁護の推進や多様な課題を抱える生活困窮者の自立の促進を図ることにより、生活課題の深刻化を防ぎ、必要な人に制度が届く体制づくりに努めます。	① 生活困窮者の自立支援 ② 権利擁護の推進
	(3) 福祉サービスの利用促進と評価 公的保険制度や福祉サービス等の情報提供の充実に努めるとともに、サービス事業者の評価の公表や、人材育成・人材確保に向けた取組への支援に努めます。	① サービス利用に関する情報発信の充実 ② サービスの評価と質の向上

11 計画の推進に向けて

(1) 協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、市と草津市社会福祉協議会、福祉・医療等の関係機関、地域団体、地域住民が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもと、協働体制による計画の効率的、効果的な推進をめざします。

○ 市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。

そのため、中間支援組織である草津市社会福祉協議会をはじめ、学区・区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等の社会福祉関係団体、まちづくり協議会や町内会等と連携を図りながら、住民同士の助け合い・支え合い活動やボランティア等の人材育成を支援するとともに、福祉の制度やサービスを広く周知・啓発し、困難を抱える人や世帯を適切な支援に結び付けるための分野横断的な支援体制やネットワークの構築を進めていく必要があります。

○ 草津市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を使命とする草津市社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。

草津市社会福祉協議会は市と連携する中で、福祉意識の醸成や人材育成、ボランティア活動や学区・区社会福祉協議会活動の支援、相談事業、地域の実情に応じたサービスの提供や支援等に取り組むことが求められています。

○ 福祉・医療等の関係機関に期待される役割

福祉・医療等の関係機関や高齢者・障害者・こども等の各種福祉サービス事業所などには、サービス等の担い手として、ニーズに応じた質の高い利用者本位のサービス等を提供するとともに、利用者の権利擁護に関して十分な配慮がなされ、適切なサービス等の提供はもとより、利用者の立場に立った、心のこもったサービス等の提供が期待されます。

○ 地域団体に期待される役割

地域住民の日常生活の場として、地域に根ざした見守りや声かけ活動を促進し、日頃から顔の見える関係づくりを大切にすることで、孤独・孤立や困難の深刻化を防ぐとともに、地域の防災・防災活動を通じて、地域の安全・安心の向上にも努めることが期待されます。

○ 地域住民に期待される役割

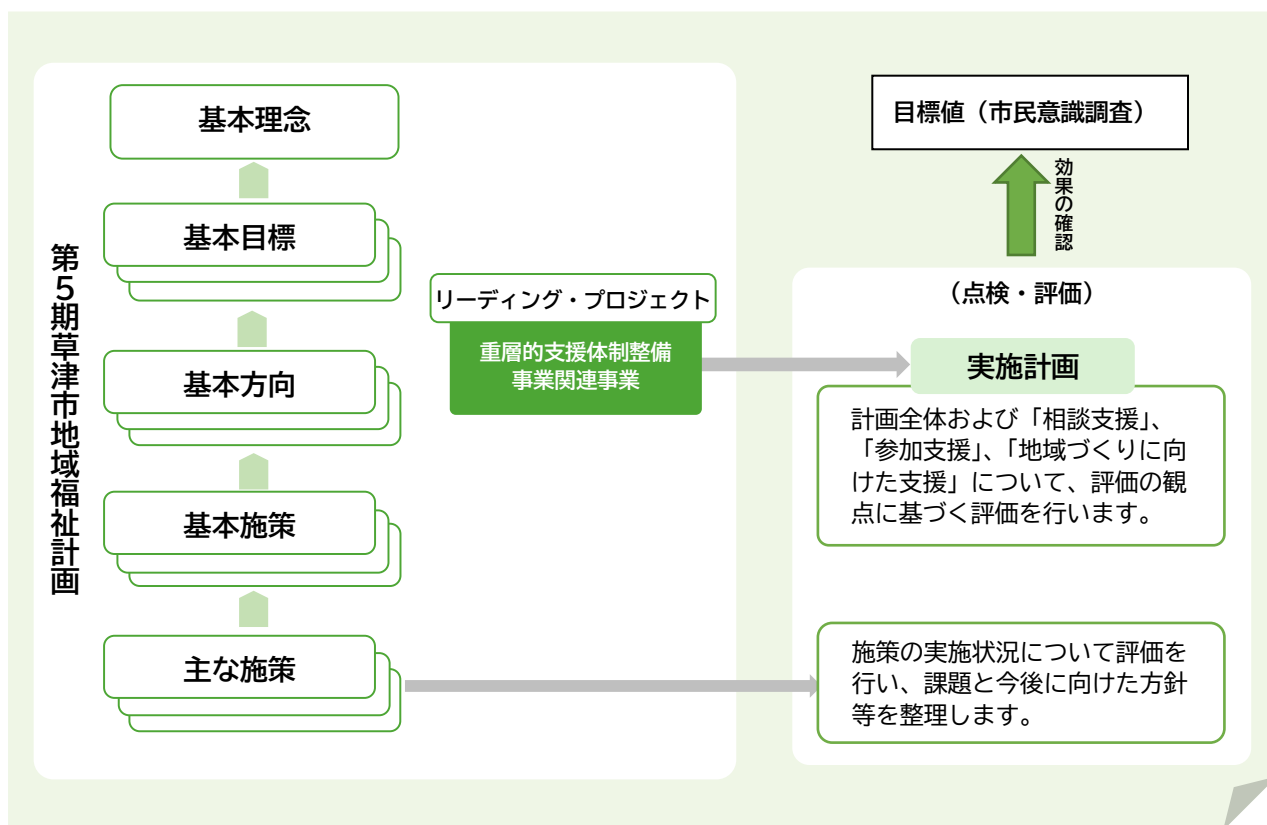
行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めるとともに、地域福祉を支える一員として、地域活動やボランティア活動等に積極的に参加することや、隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めることが期待されます。

(2) 計画の評価

本計画の推進にあたっては、引き続き、「草津市地域福祉推進市民委員会」において進捗管理を行い、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、事業の実施手法等の見直し・改善を図ることで、効果的かつ継続的な計画推進を図ります。

進捗管理にあたっては、各基本施策を構成する「主な施策」の実施状況を評価するとともに、リーディング・プロジェクトに位置付けている「重層的支援体制整備事業」の対象事業については、本計画に内包する「草津市重層的支援体制整備事業実施計画」で定める評価の観点に基づく評価を行います。また計画全体の効果を検証するための指標である「目標値」を確認し、見直し・改善の方向性を検討します。

進捗状況の点検評価の仕組み



ひとりで悩んでいませんか？ 誰かに相談してみよう

本市では、各種相談窓口を掲載したリーフレット「ひとりで悩んでいませんか？誰かに相談してみよう」を作成、配布しています。「ちょっと話を聴いてほしい」「気になることがあるので専門の人に相談したい」等、様々な悩みや問題について、一人で悩まず、まずは誰かに話してみませんか。

相談窓口一覧

目次

- ・ ころやからだ、病気や障害に関する相談
- ・ ひきこもりに関する相談
- ・ アルコールや薬物等の依存に関する相談
- ・ 学校の悩み、こども・若者の悩みに関する相談
- ・ 高齢者に関する相談
- ・ DV、セクハラ、家庭内暴力等に関する相談
- ・ 犯罪被害に関する相談
- ・ 就労や仕事の悩みに関する相談
- ・ 借金、多重債務、契約トラブル、法律等に関する相談
- ・ 生活困窮や生活保護に関する相談
- ・ その他の相談

相談窓口の一覧は、下記の方法で市のホームページから御覧いただけます。

- ・ 『草津市 ひとりで悩んでいませんか』で検索
- ・ 二次元コードからアクセス





草津市は誰もが生きがいをもち、健やかで
幸せに暮らすことのできるまちを目指しています

第5期草津市地域福祉計画
令和8年度～令和12年度

編集・発行：草津市健康福祉部健康福祉政策課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2360 FAX：077-561-2482

E-mail：kenkofukushi@city.kusatsu.lg.jp